

痴漢被害への対策を求める意見書

痴漢は最も身近な性暴力の1つであり、性犯罪である。これまで痴漢は「ささいな問題」、あるいは「女性が注意すれば済むこと」とされ、多くの被害者が泣き寝入りをさせられてきた。

2019年1月21日に「#We Too Japan」が発表した、10代～40代を対象にした調査結果によると、電車や道路などの公共空間で女性の7割が「加害者から体を触られる」「体を押し付けられる」などの被害に遭っていた。また、同調査によると、電車内における過去1年間の痴漢被害経験率は10代が最多である。痴漢は「子ども・未成年への性暴力」でもある。

被害の後、「電車に乗ろうとすると過呼吸になり仕事を辞めた」「頻繁なフラッシュバックに苦しみ続けている」など、被害者はその後の人生に深刻な打撃を被っており、多くの場合は被害を訴えることもできないでいる。

よって、政府においては、下記の対策を実施するよう、強く要望する。

記

1. 痴漢被害の実態を調査すること。
2. 性暴力ワンストップ支援センターの増設を行うなど相談窓口を充実し、広く知らせること。
3. 痴漢加害根絶のための啓発や加害者更生を推進すること。そのために内閣府に担当部局を設け、警察庁や民間事業者と共に連携しながら政府をあげて取り組むこと。
4. 公教育に人権・ジェンダー視点に立った包括的性教育を位置づけ、性犯罪についても充実した教育を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月24日

堺市議会

内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
文部科学大臣
内閣府特命担当大臣
(男女共同参画)

各宛